

下呂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

下 呂 市 長 山 内 登

令和 8 年下呂市条例第44号

下呂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

下呂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成16年下呂市条例第66号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（登録） 第 4 条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	（登録） 第 4 条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。